

## 平成30年度 精神保健福祉相談・アルコール相談

小倉北区役所では、さまざまなこころの健康問題について、精神科医師が無料で相談に応じる精神保健福祉相談事業を行っています。

また、お酒の問題がある方について、酒害相談員が個別に相談に応じる「アルコール相談」も行っています。

ご自身だけでなく、困っているご家族や身近な方からのご相談も受け付けます。お気軽にお問い合わせください。(秘密厳守・予約制・無料)

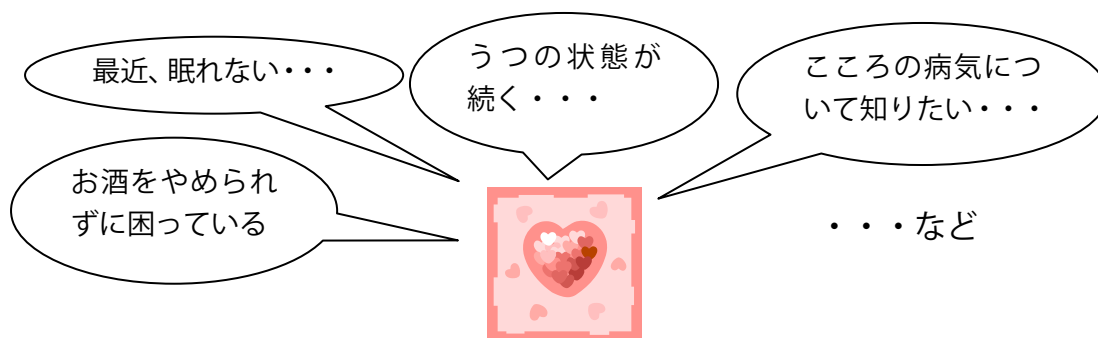
### ■開催日

平成30年4月～平成31年3月

- ・精神保健福祉相談 毎月第2・4木曜日 13:30～15:30 (予約制)
- ・アルコール相談 毎月第2 木曜日 13:30～15:30 (予約制)

4月	12日 26日	5月	10日 24日	6月	14日 28日
7月	12日 26日	8月	9日 23日	9月	13日 27日
10月	11日 25日	11月	8日 22日	12月	13日 27日
平成31年 1月	10日 24日	2月	14日 28日	3月	14日 28日

※日時は都合により変更の可能性があります。まずは下記までご相談ください。



問合せ先 小倉北区役所保健福祉課  
高齢者・障害者相談係  
電話 093(582)-3430